

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

<凡例>
 Project1・・・食品ロス削減プロジェクト
 【宇都宮市食品ロス削減推進計画】
 Project2・・・プラスチック・スマート プロジェクト
 (海洋プラスチックごみ対策の推進)

基本施策 施策項目・取組指標	施策事業	取組方針	令和3年度の取組状況	評価	課題	令和4年度実施計画の取組内容	Project									
							1	2								
<p>【基本施策1-1】 普及啓発の推進</p> <p>【取組指標】 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R元 (基準値)</th> <th>R2 (実績)</th> <th>R3 (見込み)</th> <th>R7 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,463</td> <td>34,409</td> <td>42,290</td> <td>51,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R3年度見込値は、R3.12月末実績を踏まえて推計</p> <p>評価 ・目標達成に向け、分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した周知啓発を実施した結果、ダウンロード数は大きく増加しており、若年層など情報が行き届きにくい世帯に対する周知啓発が図れているものと考えられる。</p>	R元 (基準値)	R2 (実績)	R3 (見込み)	R7 (目標値)	26,463	34,409	42,290	51,000	(1) もったいない運動との連携	◆もったいない運動の趣旨を取り入れた講座やイベントの実施等を通じた、「もったいない」のこころの醸成のための普及啓発を図ります。	・もったいない運動と連携した、3Rに係る環境出前講座の実施 ・イベント等における周知啓発の実施	・オンラインで開催した「もったいないフェア」において、各種コンテンツを展開し、広く「もったいない」のこころの醸成に努めた。 ・環境出前講座や各種イベント等を通じ、もったいない運動との連携を推進した。	・新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント中止に伴う周知機会が減少したため、SNS等を活用するなど、幅広い層へ向けての周知啓発の検討をする必要がある。 ・もったいない運動の取組を更に強化するため、もったいない運動市民会議と連携しながら、市民・事業者の3R活動を促進していく必要がある。	・環境出前講座や各種イベントにおいてももったいない運動を周知するほか、市民会議のインスタグラムを活用した情報発信により「もったいない」のこころを醸成		
	R元 (基準値)	R2 (実績)	R3 (見込み)	R7 (目標値)												
	26,463	34,409	42,290	51,000												
	(2) 分別強化推進	◆様々な機会や場、媒体を活用してターゲットを捉えた発生抑制・資源化の取組の効果的な周知啓発を行い、更なる分別協力度や分別制度の向上を図ります。	・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した周知啓発の実施 ・分別アプリの多言語拡充や国際交流プラザと連携した外国人に対する周知啓発の実施 ・分別講習会の動画を作成し市HPを活用した配信 ・不動産管理会社や大学等への分別チラシの配布	・広報紙や市ホームページなど様々な機会や媒体を活用した周知啓発を実施したことにより、ごみの分別や資源化に関する市民の協力度や理解度の向上が図れるよう努めた。	・新型コロナウイルス感染症の影響により周知啓発機会が減少したことから、動画配信を行うなど引き続き、様々な機会や媒体を活用した周知啓発を実施する必要がある。 ・市の情報が伝わりにくい共同住宅世帯や外国人に対する周知啓発を強化することで、市民の分別協力度や分別精度の更なる向上を図っていく必要がある。	・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用したごみ分別に関する周知啓発や、資源とごみの分け方・出し方を分かりやすく説明した分別動画の配信を実施		●								
	(3) 環境教育の推進	◆3Rの重要性について理解を深め、環境配慮行動を実践できる人づくりを行うため、社会科補助教材の効果的な活用や、ライフステージに応じた出前講座・施設見学会などを開催し、様々な世代を対象とした環境教育の充実を図る。	・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布 ・ライフステージや市民ニーズに対応した環境出前講座の開催	・新型コロナウイルス感染症対策を講じた出前講座の開催に努めることができたほか、オンライン講座の実施など、手法を見直し事業を継続することができた。 ・小学校における補助教材の活用や地域まちづくり推進組織等における環境出前講座を開催したことにより、3Rの重要性や環境配慮行動の促進に努めた。	・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、出前講座の申込件数が減少したため、施設紹介映像のweb配信や出前講座のオンライン化等による、周知機会拡大の検討をする必要がある。 ・市民・事業者の更なる3R活動の実践に繋げるため、受講者のニーズに対応した講座内容を充実させるなど、環境教育を推進していく必要がある。	・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布 ・オンラインで実施するなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらライフステージや市民ニーズに対応した環境出前講座の開催	●	●								
(4) 家庭系生ごみの減量化の推進	◆排出段階において水切りの徹底を励行するとともに、家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用を推進する。	・自治会等における分別講習会や各種イベントなどにおける周知啓発を実施 ・家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用に向けた情報の発信	・家庭用生ごみ処理機の補助件数が増加しており、生ごみの減量化及び資源化が図れている。	・家庭における生ごみの減量化・資源化を促進するため、補助制度の活用促進に向けた周知や水切りの励行等を引き続き実施していく必要がある。	・分別講習会や各種イベントなどにおいて、生ごみの発生抑制のための周知啓発を実施 ・家庭用生ごみ処理機の補助制度を周知することによる利用者拡大と継続利用に向けた情報の発信	●	●									
(5) きれいなまちづくりの推進	◆「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づく巡回指導に加え、あらゆる機会を活用して、ごみのポイ捨て防止等を周知啓発し、市民が快適に暮らすことができる「きれいなまち宇都宮」を実現する。	・美化推進重点地区内において、条例指導員による巡回指導や路面標示による啓発を行ったほか、様々な媒体（自治会回覧、市ホームページ、スマホアプリ、大型映像装置など）を活用したポイ捨て防止等の周知啓発 ・近隣に迷惑となる管理不全な土地・建物の適正管理指導	・条例指導員による巡回指導や様々な媒体の活用により、ポイ捨て防止等の周知啓発を行うことができた。 ・特に、外国人に対しては、外国語版リーフレットを活用した周知により、効果が上がった。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントにおける周知は中止とした。 ・樹木繁茂やごみ屋敷など、近隣に迷惑となっている土地・建物の所有者に対し、粘り強く指導を実施し、管理不全な状況の改善を図ることができた。	・ごみのポイ捨ては、依然としてなくなることはないことから、これまでの取組を継続して実施していく必要がある。	・美化推進重点地区内において、条例指導員による巡回指導や路面標示による啓発を行うほか、様々な媒体（自治会回覧、市ホームページ、スマホアプリ、大型映像装置など）を活用したポイ捨て防止等の周知啓発 ・近隣に迷惑となる管理不全な土地・建物の適正管理指導		●									

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

<凡例>
 Project1・・・食品ロス削減プロジェクト
 【宇都宮市食品ロス削減推進計画】
 Project2・・・プラスチック・スマート プロジェクト
 (海洋プラスチックごみ対策の推進)

基本施策 施策項目・取組指標	施策事業	取組方針	令和3年度の取組状況	評価	課題	令和4年度実施計画の取組内容	Project									
							1	2								
<p>【基本施策1-2】発生抑制の促進 【基本施策1-3】再使用の促進</p>	(6) 食品ロス削減の推進	<p>◆講習会等を通じた市民への意識啓発により、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、市民一人ひとりの意識・行動変革に向けた周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進する。 また、様々な機会を活用し、フードドライブの取組を市民へ周知啓発するとともに、フードドライブを活用し、食品ロスの発生抑制を推進する。</p>	<p>・本庁舎におけるフードドライブの通年受付 ・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した周知啓発の実施 ・「もったいない残しま10！運動」協力店の登録促進 ・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の、事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発</p>	<p>・フードドライブの通年受付や事業者と連携したフードドライブの実施によりフードドライブの参加者が増加し、未利用食品の有効活用の推進が図れた。 ・自治会回覧や広報紙、ごみ分別アプリのほか、新たにバス停モニター等を活用するなど、様々な機会や媒体を活用した周知啓発により市民・事業者への意識改革を推進した。 ・「もったいない残しま10！運動」協力店の登録促進による事業者と連携した食べ切り・使い切り等を推進している。</p>	<p>・更なる食品ロスの削減を推進するため、市民・事業者の意識・行動改革に向けた周知啓発を実施していく必要がある。</p>	<p>・本庁舎におけるフードドライブの通年受付、事業者と連携したフードドライブの実施</p>	●									
						<p>・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した食品ロス削減に関する周知啓発の実施</p>	●									
						<p>・「もったいない残しま10！運動」協力店の登録促進</p>	●									
<p>【取組指標】 市が実施したフードドライブの参加者数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R元 (基準値)</th> <th>R2 (実績)</th> <th>R3 (見込み)</th> <th>R7 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>121</td> <td>49</td> <td>327</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R3年度見込値は、R3.12月末実績を踏まえて推計</p>	R元 (基準値)	R2 (実績)	R3 (見込み)	R7 (目標値)	121	49	327	400	(7) 家庭ごみ有料化の調査・研究	<p>◆ごみの減量化・資源化の推進や、排出量に応じた費用負担の公平性確保などの観点を踏まえ、検討する。</p>	<p>・本市における施策としての有効性を検証するための調査研究の継続</p>	<p>・国や県等における有料化に関する補助制度要件などの情報収集の実施を行い、最新動向の把握に努めた。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のためごみ量が増加している自治体が多い中、ごみ有料化制度がもたらすごみ減量効果の持続性について調査する必要がある。</p>	<p>・ごみ有料化導入市におけるごみ排出量の経年変化について他市への調査の実施</p>		
	R元 (基準値)	R2 (実績)	R3 (見込み)	R7 (目標値)												
	121	49	327	400												
<p>評価 ・目標達成に向け、本庁舎におけるフードドライブの通年受付や事業者と連携したフードドライブを実施したことにより、参加者数は大きく増加しており、食品ロスの発生抑制が図られているものと考えられる。</p>	(8) プラスチックごみの発生抑制の推進	<p>◆プラスチックごみの削減に向け、ICT等を活用した効果的な周知啓発によりマイバッグやマイボトルの利用を促進するなど、代替可能なプラスチックの使用削減を図るとともに、レジ袋の削減を図るため、「もったいないレジ袋削減運動」を市民・事業者・行政が一体となって推進する。 また、事業者と連携した過剰包装の抑制や、詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物等の減量化を図る。</p>	<p>・「もったいないレジ袋削減運動」の周知啓発 ・事業者と連携した過剰包装の抑制や詰め替え商品の利用促進の強化 ・各種媒体を活用した簡易包装の推進 ・事業者と連携した生産・流通過程におけるプラスチックごみ削減に向けた周知啓発 ・“プラスチックとの上手なつきあい方”に関する意識醸成、行動変容を目的とした市職員向け行動方針の運用 ・プラスチック製品の効果的・効率的な資源化手法についての調査研究 ・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時における、事業者へのプラスチックごみ発生抑制の周知啓発 ・ICTを活用した効果的な周知手法の調査研究</p>	<p>・各種媒体を活用した周知啓発のほか、エコショップ等認定店における過剰包装の抑制やマイバッグ持参のPR等に取り組んだことで容器包装廃棄物の減量化を推進した。 ・包括連携協定を活用し、JA宇都宮とプラスチックごみ対策についての周知啓発に向け調整予定 ・“プラスチックとの上手なつきあい方”に関する啓発紙、「プラスチック・スマート通信」を新たに作成し継続的に市職員へ向けて周知啓発を実施し意識醸成に努めた。 ・「プラスチック資源循環促進法」に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化について、国主催の説明会への参加や先進自治体の実績把握などにより最新の情報収集に努めた。 ・戸別訪問指導時や食品衛生責任者講習会における、事業者への周知啓発が図れた。 ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の地図機能を活用することで、エコショップ・エコレストランの効果的な周知啓発を実施したことで、市民への意識改革を推進した。</p>	<p>・更なる市民意識の向上や取組の定着を図るため、様々な機会や媒体を活用した周知啓発を実施するとともに、事業者とも連携を図りながら、プラスチックごみの発生抑制を推進していく必要がある。 ・「プラスチック・スマート行動方針」に基づき、職員の更なる行動変容を促す必要がある。 ・「プラスチック資源循環促進法」に基づき、市民・事業者の役割が示されたことから、プラスチックごみ発生抑制のための周知啓発を強化する必要がある。 ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を検討するためには、本市における排出状況把握や、効果的・効率的な資源化手法について調査する必要がある。</p>	<p>・各種媒体を活用した過剰包装の抑制や詰替商品の利用促進、「もったいないレジ袋削減運動」の周知啓発</p>	●									
						<p>・国の3R+リニューアブルの考えに基づく、リニューアブルの新たな視点を含めた市民・事業者への周知啓発の実施</p>	●									
						<p>・プラスチックごみ削減に向けた新たな認定項目に基づくエコショップ等認定店との連携による市民や事業者のプラスチックごみ削減の推進</p>	●									
						<p>・大規模・中規模事業所への戸別訪問による適正処理の指導</p>	●									
						<p>・“プラスチックとの上手なつきあい方”の促進に向け事業者と連携した効果的な周知啓発の実施</p>	●									
<p>・プラスチック資源分別収集導入効果の検証の実施</p>	●															

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

<凡例>
 Project1・・・食品ロス削減プロジェクト
 【宇都宮市食品ロス削減推進計画】
 Project2・・・プラスチック・スマート プロジェクト
 (海洋プラスチックごみ対策の推進)

基本施策 施策項目・取組指標	施策事業	取組方針	令和3年度の取組状況	評価	課題	令和4年度実施計画の取組内容	Project									
							1	2								
	(9) リユース品の利用促進	◆リユース品の利用を促進するため、市内における流通状況等を把握し、新たなリユースの可能性や利用促進に向けた方策等を検討する。	・リーフレットの配布やホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報提供 ・関係課・団体との連携による市民の主体的なリユースの取組の促進	・清掃工場や各地区市民センター等と連携したリーフレットの配布などの周知啓発を実施したことで、リユースに対する市民への意識改革を推進した。 ・民間が主体となったリユース品の販売等によるリユース品の利活用が近年浸透してきており、市民自らリユースに取り組みやすい環境整備が図られている。	・市民の主体的なリユースの取組を推進させるため、引き続き情報提供や効果的な情報発信を行っていく必要がある。 ・粗大ごみ排出量が増加傾向にあることから、粗大ごみの削減のためリユースに向けた周知啓発の強化を行う必要がある。	・リーフレットの配布やホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報提供 ・関係課・団体との連携による市民の主体的なリユースの取組の促進 ・まだ使える粗大ごみの活用手法について紹介するなど、様々な機会や媒体を活用した周知啓発の実施										
	(10) 粗大ごみの再生品販売	◆利活用が可能な粗大ごみについて、修繕等を行い再生品として販売することで、リユースを推進する。また、新たな回収方法など、リユースの拡大についても検討する。	・再生品販売を通じた「もったいない」ころの醸成や、リユースの推進に向けた周知啓発の実施	・再生品販売の申し込みについてホームページ上の申込受付を開始し、前年同月比での申込数を増加させることができた。	・ホームページ上での申し込み開始により利便性が向上した半面、申込者が来館し、環境に係る各種情報に触れる機会が減少したため、オンライン上でも「もったいない」ころの醸成や、リユースの推進に向けた周知啓発を効果的に行えるようホームページの情報を充実させる必要がある。	・引き続き再生品販売を通じた「もったいない」ころの醸成 ・ホームページなど様々な媒体を活用したリユースの推進に向けた周知啓発の実施										
<p>【基本施策2-1】 資源循環利用の推進</p> <p>【取組指標】 市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量（t）</p> <table border="1"> <tr> <td>R元 (基準値)</td> <td>R2 (実績)</td> <td>R3 (見込み)</td> <td>R7 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>514</td> <td>947</td> <td>1,212</td> <td>1,500</td> </tr> </table> <p>※R3年度見込値は、R3.12月末実績を踏まえて推計</p>	R元 (基準値)	R2 (実績)	R3 (見込み)	R7 (目標値)	514	947	1,212	1,500	(11) 拠点回収による資源化の推進	◆清掃工場に持ち込まれた剪定枝を拠点回収し、事業者との連携によりチップ化することで、更なる資源化の拡大を図るとともに、市民配布などによる循環利用を促進する。また、家庭から排出される不要になった食用油、小型家電、インクカートリッジを拠点回収することで、焼却ごみの減量化、資源化を図る。	・剪定枝の拠点回収による資源化の実施 ・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収の推進 ・市有施設における使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収の推進 ・市民のリサイクル意識の醸成に向けた拠点回収事業の周知啓発 ・資源化事業者等との連携による効果的・効率的な資源化の推進	・クリーンセンター下田原、クリーンパーク茂原における剪定枝資源化の通年実施により資源化量を増加させることができた。 ・食用油、小型家電、インクカートリッジの拠点回収については、様々な媒体を活用した周知啓発等により安定的な回収量を確保することができた。	・焼却ごみを削減するため、剪定枝資源化量を安定的に確保する必要がある。 ・市民の利便性や費用対効果を踏まえた剪定枝の効果的・効率的な回収体制等を検討する必要がある。 ・様々な機会や媒体を活用した事業の周知啓発を実施し、廃食用油や使用済小型家電のレアメタル等の有用金属などに対する市民のリサイクル意識の向上を引き続き図っていく必要がある。	・剪定枝の拠点回収による資源化量の安定的な確保 ・先進地導入事例の情報収集などを行い効果的・効率的な剪定枝の回収体制に関する調査の実施 ・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収の推進 ・市有施設における使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収の推進 ・市民のリサイクル意識の醸成に向けた拠点回収事業の周知啓発 ・資源化事業者等との連携による効果的・効率的な資源化の推進		
	R元 (基準値)	R2 (実績)	R3 (見込み)	R7 (目標値)												
	514	947	1,212	1,500												
(12) 公共施設における資源化の推進	◆市有施設から発生する剪定枝などの資源化を図るとともに、更なる資源化を推進するため、清掃工場におけるバイオマス発電等の熱エネルギーの有効活用を図る。	・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電） ・市有地から発生する剪定枝の資源化の推進 ・市関連施設から排出される生ごみの費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートの調査研究 ・リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等を踏まえ、資源化事業者等との連携による安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究	・清掃工場における熱回収により、安定した熱エネルギーの有効利用が図られている。 ・市有地等から発生する剪定枝の資源化の実施および更なる資源化に向けた庁内における周知啓発を行い資源化を推進した。 ・市関連施設から排出される生ごみの費用対効果を踏まえた資源化手法の検証（事業系生ごみ処理機の導入）について調査研究を行った。	・清掃工場における熱エネルギーの有効活用を引き続き図っていく必要がある。 市関連施設から排出される生ごみの費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化手法へ誘導する必要がある。	・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電） ・市有地から発生する剪定枝の資源化の推進 ・市関連施設から排出される生ごみの費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化手法の調査研究 ・リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等を踏まえ、資源化事業者等との連携による安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究											
(13) 新たな資源循環利用の推進	◆品目の特性に応じた資源化の可能性について、民間施設を活用するなど、新たな資源循環利用に向けた検討を行う。	・焼却ごみに含まれる資源化可能品目の割合等を把握するための組成分析調査の実施 ・リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等を踏まえ、資源化事業者等との連携による安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究	・新型コロナウイルス感染防止のため組成分析調査実施を見送ったことから、焼却ごみに含まれる資源化可能品目の割合等を調査することはできなかったが、毎月毎の資源とごみ排出量の把握を行い、本市のごみ排出状況把握に努めた。 ・リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等の情報収集に努めた。	・「プラスチック資源循環促進法」（令和4年4月施行）により、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化など自治体の役割が示された（努力義務）。	・プラスチック使用製品廃棄物の資源化事業に係る先進事例の調査研究 ・プラスチック資源分別収集導入効果の検証の実施											

評価
 ・令和2年6月より剪定枝を2清掃工場にて拠点回収し、令和3年度から通年実施となったことから資源化量が増加しており資源循環の推進が図られたものと考えられる。

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

<凡例>
 Project1・・・食品ロス削減プロジェクト
 【宇都宮市食品ロス削減推進計画】
 Project2・・・プラスチック・スマート プロジェクト
 (海洋プラスチックごみ対策の推進)

基本施策 施策項目・取組指標	施策事業	取組方針	令和3年度の取組状況	評価	課題	令和4年度実施計画の取組内容	Project									
							1	2								
<p>【基本施策2-2】 市民・事業者主体による資源化の促進</p> <p>【取組指標】 市民から依頼のあった分別講習会と 出前講座の開催回数(回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R元 (基準値)</th> <th>R2 (実績)</th> <th>R3 (見込み)</th> <th>R7 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>67</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>70回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R3年度見込みは、R3.12月末実績を踏まえて推計</p>	R元 (基準値)	R2 (実績)	R3 (見込み)	R7 (目標値)	67	5	13	70回以上	(14) リサイクル推進員活動支援の推進	<p>◆研修会の開催や情報紙「みやくるりん」の発行等の事業を通して、地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル推進員を対象とした研修会の開催 情報紙「みやくるりん」の発行 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修会資料の動画配信や、情報紙「みやくるりん」を活用した情報提供などにより、推進員に対する支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル推進員との連携により、地域における資源とごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動支援をすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における主体的なごみの減量化・資源化、環境美化の取組を推進するため、リサイクル推進員の活動を引き続き支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会や施設見学会の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援 情報紙「みやくるりん」の発行 研修会資料の動画配信 		
	R元 (基準値)	R2 (実績)	R3 (見込み)	R7 (目標値)												
	67	5	13	70回以上												
(15) エコショップ等の普及促進	<p>◆3R活動に積極的に取り組む小売店、飲食店を「宇都宮市エコショップ」、「宇都宮市エコレストラン」認定店における3R活動取組の紹介</p> <p>◆認定店と連携した市民や事業者の3R活動の推進</p> <p>◆ICTを活用した効果的な周知手法の調査研究</p> <p>◆一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、「食品ロスの削減」や「プラスチックごみの削減」などの新たな認定要件の見直しを実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ等を活用した「宇都宮市エコショップ」、「宇都宮市エコレストラン」認定店における3R活動取組の紹介 認定店と連携した市民や事業者の3R活動の推進 ICTを活用した効果的な周知手法の調査研究 一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、「食品ロスの削減」や「プラスチックごみの削減」などの新たな認定要件の見直しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 認定店との連携により、レジ袋削減や簡易包装の促進など3Rの取組が促進されている。 ごみ分別アプリや情報紙「みやくるりん」を活用した周知を実施したことで、認定店の普及啓発を推進した。 食品ロスとプラごみ削減の認定項目を追加したことで、事業系ごみの減量化が図られる制度とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 新制度の周知啓発を実施するとともに、市民・事業者の「3R・食品ロス削減・プラスチックごみ削減」に関する意識の醸成及び行動の定着を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな認定要件に基づくエコショップ等認定店の普及 市ホームページ等を活用した認定店における取組内容等の紹介 認定店との連携による市民や事業者の3R活動等の推進 	●	●									
(16) 資源物集団回収の推進	<p>◆地域における資源物集団回収を通して地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施団体に対する報償金の交付 指定回収者に対する補助金の交付 実施団体の活動強化に向けた効果的な周知や助言の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞や雑誌等の発行部数の減少や、スーパー等の店頭回収などの影響により、回収量が減少している状況においても、実施団体を支援したことで、ごみの減量化・資源化を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施団体や指定回収者への必要な支援等を実施することで、集団回収を引き続き推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施団体に対する報償金の交付 指定回収者に対する補助金の交付 実施団体の活動強化に向けた効果的な助言の実施 											
<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度と比較し、開催回数が減少していることから、分別講習会の動画を新たに作成し市ホームページで配信するなど、様々な媒体を活用した周知啓発に取り組んでいるところであり、ごみの資源化の推進が図られているものと考えられる。 	(17) 事業系ごみの減量化・資源化の促進	<p>◆生ごみや剪定枝などの、民間の資源化施設を活用した資源化への誘導や、生ごみの減量化に向けた事業者への支援に係る検討など、事業系ごみの減量化・資源化を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の主体的な資源化の取組を促進するための費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートの検討 リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等に照らした安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究 事業系生ごみ処理機導入費補助制度についての調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的・効率的な資源化手法の検証のため、事業系生ごみ処理機導入店舗の視察や費用対効果の試算を行い、事業系生ごみの減量化について調査研究を進めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの資源化は事業者側の費用や事務の負担が増加することから、主体的な取組が進みにくい状況にある。 「プラスチック資源循環促進法」(令和4年4月施行)により新たな事業者の役割が示されたことから、広く周知啓発を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の主体的な資源化の取組を促進するため、他自治体の導入事例や費用対効果を踏まえた効果的・効率的な事業系ごみの減量化・資源化手法の検討 「プラスチック資源循環促進法」に基づく事業系プラスチックごみ削減のための様々な媒体を活用した周知啓発 	●	●								

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

<凡例>
 Project1・・・食品ロス削減プロジェクト
 【宇都宮市食品ロス削減推進計画】
 Project2・・・プラスチック・スマート プロジェクト
 (海洋プラスチックごみ対策の推進)

基本施策 施策項目・取組指標		施策事業	取組方針	令和3年度の取組状況	評価	課題	令和4年度実施計画の取組内容	Project								
								1	2							
<p>【基本施策3-1】 適正な収集・処分体制の推進</p> <p>【取組指標】 行政収集及び工場への搬入予定日数に対して、 安定的かつ適正に行政収集及び受入を行った日数の 割合(%)</p> <table border="1"> <tr> <td>R元 (基準値)</td> <td>R2 (実績)</td> <td>R3 (見込み)</td> <td>R7 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </table> <p>※R3年度見込値は、R3.12月末実績を踏まえて推計</p> <p>評価 ・行政収集及び工場への搬入予定日に対し予定どおり、 安定的かつ適正に行政収集及び受入を行うことができ ていると考えられる。</p>		R元 (基準値)	R2 (実績)	R3 (見込み)	R7 (目標値)	100	100	100	100	(18) ごみステーションの 維持管理への支援	<p>◆自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、ごみステーションの適正な維持管理が行われるよう支援する。</p> <p>・ごみ排出に関する質問や苦情への迅速な対応及び適正排出指導の継続 ・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援をGIS(地理情報システム)を活用して実施 ・GISを利用したごみステーション情報の管理 ・集合住宅管理者等に対する周知啓発の実施</p>	<p>・集合住宅管理者等に対する周知啓発を実施したことにより、ごみステーションの適正管理が図れた。 ・GISを活用して、ごみステーションの適正な維持・管理や美化への支援したことにより、ごみステーションの適正管理が図れた。</p>	<p>・自治会や関係団体等と連携を図りながら、ごみステーションを適正に引き続き管理していく必要がある。</p>	<p>・自治会や集合住宅管理者等に対する適正排出に関する周知啓発の実施</p> <p>・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援をGIS(地理情報システム)を活用し実施</p> <p>・GISを利用したごみステーション情報の管理</p>		
		R元 (基準値)	R2 (実績)	R3 (見込み)	R7 (目標値)											
		100	100	100	100											
(19) 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制の確保	<p>◆作業効率や安全性等を考慮した適正な収集運搬体制を確保する。また、人口や社会情勢の変化、3Rの取組の進展や資源化技術の向上等を考慮しながら、安定した収集運搬体制を確保する。</p>	<p>・委託業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続 ・ごみ収集運搬業務委託の更新に向けた、効果的・効率的な収集運搬体制の検討 ・「ふれあい収集事業」の適切な実施 ・今後の社会環境の変化やごみの排出実態に対応した効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方についての検討</p>	<p>・委託業者に対し年4回研修会を実施し、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を推進した。 ・ごみ収集運搬業務委託の更新時に効果的・効率的な引継ぎ体制がとれるよう、収集時に注意が必要なごみステーションの情報を集約することができた。 ・「ふれあい収集事業」の利用決定手順の効率化により、利用待機期間を短縮するとともに、収集を見直し、効率的な収集を実施することができた。</p>	<p>・ごみの収集運搬作業効率や安全性等を確保し、人口や社会情勢の変化、3Rの取組の進展や資源化技術の向上等を考慮しながら、安定した収集運搬体制を引き続き確保していく必要がある。</p>	<p>・委託事業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続</p> <p>・委託事業者更新時の効果的・効率的な引継ぎに向けたごみステーションの情報集約を継続して実施</p> <p>・「ふれあい収集事業」の適切な実施</p> <p>・プラスチック資源分別収集導入効果の検証の実施</p>		●									
(20) 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理	<p>◆ごみ処理・埋立処分を安定的に行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理・整備を行う。</p>	<p>・各中間処理施設の各種機器類の点検、整備 ・環境等にかかる各種基準の遵守 ・最終処分場における適正な管理・運営の実施 ・市ホームページ等における施設の情報公開 ・施設見学者、施設利用者の受入れ</p>	<p>・施設の適切な維持管理により、安定した中間処理・最終処分を継続できている。</p>	<p>・関係法令等を遵守し、引き続き適切な維持管理を行っていく必要がある。</p>	<p>・各中間処理施設の各種機器類の点検、整備</p> <p>・環境等にかかる各種基準の遵守</p> <p>・最終処分場における適正な管理・運営の実施</p> <p>・市ホームページ等における施設の情報公開</p> <p>・施設見学者、施設利用者の受入れ</p>											
(21) 災害廃棄物の適正処理に向けた対応	<p>◆災害廃棄物に対応するため、一時保管場所の確保や事業者との協力体制の構築など、収集から処分まで一貫した体制の一層の整備を行う。</p>	<p>・「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく訓練等の実施及び実効性の検証 ・検証を踏まえたマニュアルの修正及び更なる実効性確保に向けた体制整備</p>	<p>・「災害廃棄物処理対策マニュアル」に、損壊家屋の撤去等の項目を追記し改定することで、実効性を確保することができた。 ・マニュアル及び応援協定に基づく訓練等を庁内関係課や関係団体等を対象に実施し、初動対応期における行動や連携体制の理解を深めるとともに、対応の迅速化・円滑化を推進した。</p>	<p>・災害発生時により迅速かつ円滑に対応できるよう、役割分担や仮置場の運営方法等について職員に対する研修を引き続き実施する必要がある。 ・国や県等、関係機関との連携について、災害に関する情報収集・事例等の情報共有及び災害発生時の迅速な対応に係る体制を強化する必要がある。</p>	<p>・職員対応の円滑化・効率化・更なる向上を図るため、改定した「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく継続的な訓練等の実施</p>											

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

<凡例>
 Project1・・・食品ロス削減プロジェクト
 【宇都宮市食品ロス削減推進計画】
 Project2・・・プラスチック・スマート プロジェクト
 (海洋プラスチックごみ対策の推進)

基本施策 施策項目・取組指標	施策事業	取組方針	令和3年度の取組状況	評価	課題	令和4年度実施計画の取組内容	Project									
							1	2								
<p>【基本施策3-2】 適正処理の推進</p> <p>【取組指標】 事業所への戸別訪問指導の実施率（％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R元 (基準値)</th> <th>R2 (実績)</th> <th>R3 (見込み)</th> <th>R7 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R3年度見込値は、R3.12月末実績を踏まえて推計</p>	R元 (基準値)	R2 (実績)	R3 (見込み)	R7 (目標値)	100	100	100	100	(22) 事業系ごみの適正処理の推進	<p>◆多量排出事業者を対象として、戸別訪問指導を計画的に実施するとともに、清掃工場に搬入されたごみを展開調査して不適正ごみの搬入防止を図るなど、事業系ごみの適正処理を推進する。</p>	<p>・大規模事業所における「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出の徹底 ・大規模・中規模事業所への戸別訪問による適正処理の指導 ・産業廃棄物排出者向け講習会（県等との共催）による周知啓発</p>	<p>・対象となる全ての大規模事業者に計画書を提出させることができた。 ・大規模・中規模事業所への戸別訪問指導を計画的に実施し、法令に基づく契約内容等の確認や分別指導を行い、事業系ごみの適正処理を推進することができた。 ・清掃工場における搬入ごみの展開調査や、同調査に基づく排出事業者指導については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。 ・産業廃棄物排出者向けの講習会により、事業系ごみの適正処理に向けた周知啓発を行うことができた。</p>	<p>・事業所への戸別訪問指導については、おおむね適正処理を推進できているが、分別が不徹底な事業者も見られるため、継続して実施していく必要がある。</p>	<p>・大規模事業所における「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出の徹底 ・大規模・中規模事業所への戸別訪問による適正処理の指導</p>	●	●
	R元 (基準値)	R2 (実績)	R3 (見込み)	R7 (目標値)												
100	100	100	100													
<p>評価</p> <p>・大規模事業所への戸別訪問指導（2年に1回）については、令和2年度の訪問対象である全事業所（152者）に実施し、事業系ごみの適正処理を推進することができた。 ・令和3年度の訪問対象（159者）についても、計画的に実施しており、今年度中に完了する予定であり適正処理の推進が図られていると考えられる。</p>	(23) 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進	<p>◆「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づき、総合的に施策・事業を進め、地域の良好な環境保全を図る。</p>	<p>・自治会回覧や広報紙、ホームページ等による適正処理の啓発 ・監視パトロールによる巡回監視、監視カメラによる定点監視 ・地域住民が実施する監視活動、清掃活動への支援</p>	<p>・様々な周知方法により、ごみの適正処理を啓発することができた。 ・監視カメラの増設や効果的・効率的な監視パトロールの実施により、不法投棄の未然防止・拡大防止を図ることができた。 ・地域住民への不法投棄防止看板や資材（杭やロープ等）の配付、清掃活動後のごみの回収など、地域住民による不法投棄対策活動を支援することができた。</p>	<p>・不法投棄は、依然としてなくなることから、住民意識の向上を図り、地域の良好な環境を確保するため、これまでの取組を継続して実施していく必要がある。</p>	<p>・自治会回覧や広報紙、市ホームページ等による適正処理の啓発 ・監視パトロールによる巡回監視、監視カメラによる定点監視 ・地域住民が実施する監視活動、清掃活動への支援</p>										